
平成23年 第4回定例会

一般質問 田村 英樹議員

平成23年 11月28日

▶質問

大田区議会公明党、田村英樹です。このたびの第4回定例会において、私からは環境都市おおたへの展望、二つ目に区内の空き家対策についての2点にわたって質問を行わせていただきます。9月15日から開催された平成23年決算特別委員会の款別質疑の中で、私は、大田区の今夏における節電の取り組みをテーマとしながら、「国際都市おおた」とのスローガンを掲げる本区においては、より一層の地球温暖化対策を講じるべきと訴えさせていただきました。平成20年に発表されたおおた未来プラン10年の中に、地球温暖化に対する大田区の現状と課題として次のような記述があります。温暖化の原因となる温室効果ガスのうち97%を占めているのが二酸化炭素であり、これは主に電気やガス、ガソリンなどのエネルギー消費やごみ処理する過程で発生します。平成17年度の大田区の二酸化炭素排出量は297万8000トンであり、京都議定書の基準年である平成2年に比べ約7%増加しています。大田区は平成19年に大田区地球温暖化対策地域推進計画を策定し、平成24年度の二酸化炭素排出量を平成2年度比6%削減の目標を掲げましたとあります。区のホームページに平成20年度の大田区の二酸化炭素排出量の報告があり、その量は308万2000トン、平成19年度と比較すると約4.9万トン、比率は1.6%減を達成しましたが、区の削減目標である基準年度6%削減を達成するためには、約47万トンの削減が必要であると報告されています。

東日本大震災発災以降、原発の再稼働に対するストレステストなどの厳しい条件が付加された影響から、全国にある火力発電能力をフル稼働させざるを得ない状況となってい

る昨今、各自治体における二酸化炭素削減目標の達成は努力目標ではなく、達成目標としてとらえていくことが大切だと考えます。

初めに、大田区地球温暖化対策地域推進計画の目標である平成24年を明年に迎えるに当たり、この47万トンの削減に向けての展望、また各部門における具体的な取り組みなどをお聞かせください。

さて、地球温暖化を引き起こす温室効果ガスには、前述の二酸化炭素のほか、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄などがあります。世界中で多発する異常気象などは、まさにこの温室効果ガスの影響であると言っても過言ではありません。この6種のガスのうち今回は温室効果ガスであり、オゾン層破壊物質であるCFCやHCFCと言われるフロンガスをテーマに、地球環境への新たな大田区の取り組みについて質問をさせていただきたいと考えます。

フロンガスは種類によって様々な用途に使われておりますが、その性質上、地球温暖化係数は二酸化炭素と比較して100倍から1万2000倍となることから、フロンガスの回収・破壊を促進することはオゾン層破壊を抑制し、かつ地球温暖化防止にも実質的に大きな効果を有するものであります。この回収・破壊の推進について、国はフロン類を含む機器等の使用実態に応じて排出抑制を図る法制度の整備を行い、平成10年に家電リサイクル法、平成13年にフロン回収・破壊法、平成14年に自動車リサイクル法を定め、使用済みとなった機器からのフロン類の回収・破壊等の対策を順次実施しています。

しかし、フロン回収・破壊法で定める業務用冷凍空調機器の回収については、国内で年間100数十万台の機器が廃棄されている中で約2000トンの冷媒フロンが回収・破壊されているものの、その回収率は全体のおおよそ30%程度と推測されているようです。この業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収率を向上させることが、冷媒分野での京都議定書目標達成計画の観点からも必須とされています。

改めて確認ですが、本区が設置する大田区地球温暖化対策地域協議会の中で、二酸化炭素以外のこうした温暖化物質についての検討、または対応等の実績はありますでしょうか。

現時における法体制では、各事業所、事業者から廃棄されるフロン類は都道府県に登録し認可された第一種フロン類回収業者が回収を行い、最終破壊は経済産業省並びに環境省に登録し認可された破壊業者が行うことになっております。排出から破壊までは回収行程管理票で管理されています。しかし、フロン類の回収から破壊までにかかわるコスト高や回収・破壊が義務化されていることの周知不足、回収・破壊行程の管理不徹底等々の理由が低回収率の要因でもあると言われております。

今後、行程管理制度の強化や行政による担保措置なども導入しながら、地球温暖化抑止のためのフロン類回収・破壊に取り組んでいく必要があると言えますが、残念ながらこれはあくまでも国と都道府県レベルの範ちゅうのことで、法的に地方自治体が関与する部分は少ないと言えます。しかし、フロン類を封入した業務用機器の排出元がスーパーであれ、工場であれ、大型百貨店であれ、すべては地方自治体の管轄の中にありますので、このフロン類回収・破壊の管理一元化に地方自治体も関与していくことは大切なことではないかと考えます。

去る10月21日、区議会公明党の会派による視察で、城南島スーパーエコタウンにある産業廃棄物処理企業2社を訪問させていただきました。両社とも長年培ってきた高度な処理技術、リサイクル技術を活かし、最終的に排出される廃棄物を最小限に抑えるためのさらなる技術革新を追求するとともに、環境改善や社会貢献にも目を向けておられる社風に感銘いたしました。

しかし、工場内の処理フローを見ると、受け入れた産業廃棄物は粗選別の行程でリサイクル可能なパーツが抽出され、そのパーツの処理はそれぞれのリサイクル業者へ委託。当然、フロン類も専門業者により回収・破壊されるフローになっておりました。しかし、

回収業者は同じ城南島にあるわけではないため、厳密に言うと業者までの輸送コストが発生し、さらに二酸化炭素の排出も否めない状況にあるとのお話もお聞きしました。

そこで、今後の展望として法改正や条例改正が不可欠ではありますが、大田区が、またこの東京都が誇るスーパーエコタウン構想の中に、先ほど来述べさせていただいているフロン類の回収・破壊処理施設構築の是非について区の見解をお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

今、大田区では岩手県宮古市からの災害廃棄物の受け入れが開始され、その第1便として、今年11月3日に約30トンが搬入されました。今後、東京都では災害廃棄物を11月中旬に1000トン、年度内に計1万1000トンの受け入れを発表しましたが、そのほとんどは本区が受け入れることになっております。1000年に一度の未曾有の大震災から復興に向けて日本が立ち上がろうとしているこのときに、大田区方式と呼ばれる新しいボランティア支援の提案から始まり、こうして被災された地域の災害廃棄物の処理を真っ先にとり行う本区は、国際都市おおたとともに、「環境都市おおた」のスローガンを新たに掲げ、国内、さらには世界中の国々から注目される自治体を目指してはどうかと思いますが、この点について本区の見解をお聞かせ願います。

現在、この大田区内には、第一種フロン類回収業者として東京都に登録、認可されている業者は172社ございます。先日、この中の数社を訪問させていただき、フロンガス回収・破壊実務についてのご意見を伺ってまいりました。それぞれフロン回収・破壊法に準じて的確に処理していらっしゃることを聞き安心しましたが、中にはこのようなご意見もありました。産業廃棄物を排出する側に、フロンガスの回収・破壊義務があることへの認識が浅い場合があり、行政からも周知のアナウンスに取り組んでいただきたいというご意見や、回収・破壊業務に対するコストがかかり、なかなか維持していくのが難しいというご意見。また、機材や回収ポンペを保管するためのスペースの問題もあるというご意見。別な角度からの意見では、もし、大田区でこうした処理行程の管理を行って

ただけると、最終的に発行されるフロンガス破壊証明書の承認印が大田区となり、これにより産業廃棄物を排出する側も、回収・破壊する側も、より一層こういった施策への意識が高まるのではないかと貴重なご意見もちょうだいいたしました。区内でも様々な部門においてパブリックコメントが実施されておりますが、ぜひこのCFCやHCFCといったフロン類についても開催を企画していただき、これからの環境対策の第一歩を踏み出していただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

本年8月、都市・環境委員会の行政視察で、岩手県葛巻町に行かせていただきました。この町は人口約8000人で、酪農と林業が主な基幹産業の町ですが、1999年3月に策定した葛巻町新エネルギービジョンをもとに新エネルギープロジェクトを立ち上げ、様々な再生可能エネルギー開発を提案する自然環境推進のモデル町であります。葛巻町ではこのプロジェクトを前面に押し出し、交流・定住人口の拡大や新たな企業誘致と既存企業との連携による雇用拡大を推進したり、次世代を担う子どもたちへの自然環境や省エネプロジェクトの教育実践などに取り組み、国内の多くの自治体からも注目を集めております。葛巻町と大田区を同等に検証することは難しいと思いますが、ぜひ、環境都市おおたを具現化するために有効な施策の検討をお願いいたします。

その上で、現在大田区においては大田区地球温暖化対策地域協議会が定期開催されておりますが、今後このフロン類回収・破壊事業についても審議内容に加えていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

区民、行政、関係業者、さらには学術機関の方々から様々な角度で協議いただき、このフロン類回収・破壊事業を社会実験型の協働プロジェクトとして立ち上げる中で、こうした新しい環境モデル区としての取り組みを発信していくことは本区にとって非常に有効ではないかと考えます。

現在、大田区が目指す国際戦略総合特区、アジアヘッドクォーター特区構想を具現化することによって、本区はいよいよ世界への情報発信地区となります。この意味からも、

大田区の取り組みとしてスーパーエコタウン構想、環境改善計画の事業拡大、区内・区外企業、さらには外国企業との連携を推進するとともに、他自治体とのサミットや国際環境シンポジウムを積極的に開催し、環境都市おおたとしての国内における役割を担っていくべきであると考えます。

次に、大田区における空き家、老朽家屋対策についてお伺いいたします。

この空き家については、全国的に防災、防犯上の観点から問題となっており、総務省の住宅・土地統計調査によれば、空き家の数は2008年に全国で757万戸となり、この20年で約2倍、空き家率で見れば住宅全体の約13%にもなっています。この背景には過疎化や住宅需要の偏在など地域事情は様々ですが、今後、本格的な少子高齢・人口減少時代に入る我が国においては一層空き家率が高くなることが明らかであります。大田区内における空き家対策について、私たち大田区議会公明党は、平成24年度の予算要望の中にその具体的な対策を講じるよう要望させていただきました。この要望の再確認の意味からも、今回改めて取り上げさせていただきます。

大田区のような都市部における空き家の老朽化は、住宅密集地域ゆえに隣接する住居に少なからず影響を与えます。強風によって剥離した屋根や壁やガラスが破損して飛散したり、手入れされないままの樹木に鳥が巣をつくったり、異臭、害虫の発生など生活環境に様々な悪影響を与える大きな問題となっています。実際、私の住む地域においても、害虫駆除についてや樹木の剪定についてのご相談をいただいたこともあります。地域の防犯、防災という観点や景観上の観点からも、増加する空き家に対する具体的な方針を定める必要があると思います。

大田区においても、こうした問題は長年にわたって地域からの声として集積されていると思いますが、本区が把握している空き家もしくは老朽家屋の軒数はどの程度になりますでしょうか。

法律の原則から言うと、土地、建物などの私的財産に対して、行政が強制的にその不動産を収用して建物を取り壊し、再開発を行うことはできません。こうした空き家の保守管理は、あくまでもその所有者の権利と責任のもとでなされなければなりません。しかし、例えば不動産所有者が遠隔地に居住していて放置家屋との認識がない場合や相続問題などで所有者が不確定の場合、また、経済的な事情から解体や改修の勧告に応じることができない場合や建物所有者が不明な場合など、様々な事情により所有者の対応が望めない場合があります。

建築基準法第10条第3項に、特定行政庁は、建築物の敷地、構造または建築設備が著しく保安上危険であり、または著しく衛生上有害であると認める場合においては必要な措置をとることを命ずることができるとあり、当該不動産の所有者に対して解体や改修の勧告通知をすることができると定められております。

そこで、昨年、大田区内における空き家の中で改善勧告を通知している物件は何件程度ありますでしょうか。

大田区においても、この空き家問題は刻々とその深刻さを増していると思っておりますが、現段階では区が個人の財産に対し、解体、修繕等に介入することは非常に困難であります。また、所有者側にも、例えば老朽家屋を取り壊して更地にすると土地の固定資産税が上がってしまうことや、借地の場合は建物を取り壊すと借地権が消滅してしまうため、すべての事例に対して一律の取り扱いができない状況であるともお聞きしました。そこで、老朽家屋を取り壊すことが大前提の論議から、不動産の有効活用を進めるという観点で検討する必要もあるのではないかと考えます。区のシステムの中で空き家、老朽家屋の情報を整理する体制を確立し、その中で警察や消防、また各町会・自治会の協力をいただきながら現状をきめ細かく把握するとともに、日々の周辺パトロールや区民からの意見提供を含めて情報化します。

その上で、例えば不動産業界や諸団体と提携をし、空き家、老朽家屋の隣地の所有者にこれを買っていただくような交渉を委託するような取り組みは考えられないでしょうか。また、その一方で、建物の解体や不動産の売却に対し、補助金や低利の貸付制度などを新設し、隣地の所有者が購入しやすい環境を整えることも有効であると思いますが、いかがでしょうか。

議会議事録を検索すると、今回取り上げさせていただいた空き家対策について、今まで多くの議員が定例会や委員会の場で意見、提案を行ってこられました。やはり所有者の責任という点において、今なお足踏み状態が続いているように感じました。高齢化社会に加え、100年に一度の大不況、1000年に一度の大震災を迎え、恐らくこの空き家の軒数はますます増加していくであろうと思います。これからの大田区のまちづくり計画の観点からも、地域防災計画の観点からも、そして大田区民の安心・安全な生活を構築するためにも、行政と議会が一体となってこの問題に対して前向きに取り組んでいくべきと申し上げ、区議会公明党、田村英樹の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

<回答>

▶太田まちづくり推進部長

区内の空き家、老朽家屋問題に関する三つの質問についてお答えいたします。

まず、区が把握している空き家もしくは老朽家屋の軒数でございますが、空き家がすべて老朽家屋ということではございませんで、空き家の大半は流通過程にあるものと考えております。ご質問の地域からの声として集積されている物件、すなわち近隣から苦情が寄せられているものに限りまして、年間8件程度ということでございます。

次に、大田区における空き家の中で改善勧告の通知を行った件数についてのご質問ですが、勧告を実施するに当たっては、空き家等が老朽家屋として直ちに危険であるかを判

断する必要がありますが、所有者の財産上の権利を剥奪、または制限するものですから、相当厳密なものでなければならないこととなります。また、保安上、または衛生上、危険有害であることの判断については相当高度な客観性が要求されます。しかし、法令上あるいは運用上、危険であるという判断基準は明確に定められているとは必ずしも言いがたい状況にあります。このような状況から、区では改善勧告を行った例はございません。

最後に、隣地の所有者のために不動産の買い取りを不動産業者等へ委託することや、買い取りの費用に対する補助金や低利の貸付制度など、隣地の所有者が購入しやすい環境を整えるということについてでございますが、いずれの方法についても、隣地の所有者が不動産である個人財産を公費による助成を受けて有利に取得することになり、このようなことに区が関与することは難しいものと考えております。近隣の方が老朽建築物の所有者と話し合いをして事態を改善していただくよう努力されることが重要であると考えておりますが、老朽建築物の所有者の所在が把握できない場合には、区が所有者の所在の把握に努め、判明した場合には所有者に近隣の方からの要望を伝えたり、改善をするよう指導してきているところでございます。

▶ 下遠野環境清掃部長

二酸化炭素排出量削減に向けての展望と各部門における具体的な取り組みについてのご質問についてお答えさせていただきます。

二酸化炭素排出量につきましては、目標260.8万トンに対しまして、平成20年度308.2万トンと47.4万トンの削減が必要となっております。東日本大震災以降、国民運動的な節電への取り組みにより、各部門におきまして省エネを達成しているところではございますが、これを一時的なものではなく継続的な取り組みとしていくことによりまして、

目標達成に近づくことができると考えております。温暖化防止は行政のみではなく、区民、事業者が協力して取り組む必要がございます。今後、大田区地球温暖化対策地域協議会などを通じまして、区民、事業者、行政の連携強化、省エネ型ライフスタイルの普及促進、再生可能エネルギーの導入促進などによりまして、温暖化防止に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

続きまして、大田区地球温暖化対策地域協議会におきますCO2以外の温室効果ガスについての検討、対応等の実績に関するご質問にお答えいたします。

フロン類につきましても温室効果ガスでございまして、その削減が求められているところでございます。一方、区内におきます温室効果ガスは97%以上をCO2が占めていることも事実でございます。そうした中で、大田区地球温暖化対策地域協議会におきましても、今のところCO2削減を目標に、家庭、産業、業務部門におきます普及啓発や取り組みを中心に活動しているところでございます。

続きまして、スーパーエコタウンにおけるフロン類の回収・破壊処理施設構築の是非につきましてものご質問につきましてもご回答いたします。

質問にもございましたとおり、スーパーエコタウンにおきますフロン類の回収・破壊処理施設があれば、産廃処理事業の効率化が図れる側面もあるかと存じてございます。一方で、スーパーエコタウン事業につきましても、東京都が行う事業者公募によりまして決定されるものでございます。是非につきましても、その中で判断されるものと考えているところでございます。

続きまして、「国際都市おおた」とともに「環境都市おおた」のローガンを新たに掲げてはどうかのご質問でございます。環境に対する取り組みの推進につきましても、行政として非常に重要な事項でございまして、当区におきましても、平成22年度、新たに環境先進都市おおたを目指しまして大田区環境基本条例を制定したところでございます。また、この環境基本条例に基づきまして、大田区環境基本計画を本年度中の策定を目

指しまして作業を進めているところでございます。今後この計画をもととして、より充実した環境施策を実施してまいりたいと考えてございます。

フロン類の取り扱いに広く区民や関係者の声を聞く機会を設けてはどうかとのご質問についてお答えします。

フロン類の回収・破壊につきましては、現在、国及び東京都におきまして、廃棄者に対する指導、助言、また 広報活動も実施されているところでございます。したがって、今後は国、都と連携した対応によりまして、区民、事業者への周知等に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

最後でございますが、フロン類の回収・破壊事業について大田区地球温暖化対策地域協議会の審議内容に加えてはどうかとのご質問にお答えさせていただきます。

フロン類の回収・破壊事業につきましては、温暖化防止のために重要ではあると考えておるところではございますが、一方で、温室効果ガスにおきますCO2の比率が大きいことも現実でございます。したがって、大田区地球温暖化対策地域協議会におきましても、当面はCO2削減を中心とした検討となるところでございますが、今後、機会をとらえまして検討してまいりたいと考えてございます。私から以上でございます。